

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
に当たると
翌日の翌)

目 次

◇告 示 相互救済事業に係る昭和六十一年度の経営状況(総務管財課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業の認可(〃)

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

建築基準法による道路の位置の指定の変更(建築課)

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第百八十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項

の規定に基づき、財団法人都道府県会館から同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和六十一年度の経営状況の通知があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和61年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況

1 事業実績

(1) 火災共済

加入団体	47都道府県外8団体
加入団体	2,277,788,660,000円
共済責任額	875,733,506円
共済基金分担金(解約返戻金差引後)	35件
被災件数	36棟
被災棟数	88,044,192円
災害共済金	10.1%
損害率	

(2) 自動車損害共済

加入団体	12県外
加入団体	1,361台
加入台数	36,650,645,010円
共済責任額	15,420,875円
共済基金分担金(解約返戻金差引後)	5件
事故件数	891,673円
災害共済金	

損害率	5.8%
2 収支計算	
(1) 収支計算の部	
ア 収 入	
事業収入	897,143,922円
繰入金収入	42,520,000円
雑収入	448,458,373円
返還金収入	8,853,676円
前期繰越収支差額	1,933,513,951円
収入合計	3,330,489,922円
イ 支 出	
管理費	91,375,101円
事業費	126,647,703円
配分金	498,154,000円
諸支出名	128,870,000円
固定資産取得支出	810,000円
積立預金支出	539,500,000円
予備費	0円
支出合計	1,385,356,804円
次期繰越収支差額	1,945,133,118円
(2) 正味財産増減計算の部	
ア 増 加	
資産増加額	540,310,000円
前期繰越増減差額	7,498,133,903円

増加額合計	8,038,443,903円
イ 減 少	
資産減少額	40,978,162円
減少額合計	40,978,162円
ウ 次期繰越増減差額	7,997,465,741円
エ 剰余金合計	9,942,598,859円

鳥取県告示第九十号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所	
理事 亀 山 大 吉	西伯郡淀江町大字淀江九〇七
林 原 四 郎	〃 〃 五二三
池 口 幸 揚	〃 〃 大字西原七二九
吉 岡 要 二 郎	〃 〃 六一〇
長 谷 川 周 一	〃 〃 大字稻吉九三
砂 口 吉 弘	〃 〃 七一
山 根 研 次	〃 〃 八八

田中義雄	大字平岡二〇七
湊秀雄	大字淀江四八九
小前茂夫	大字小波九四三
米山正	八六七
平林茂	一一二
山根淳	大字富繁一三
松原成美	大字福頼二九二
渡辺豊	米子市泉四六八
齊藤優	西伯郡淀江町大字西原七一七
大村正年	大字中間六四〇

昭和六十一年三月二十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 亀山大吉	西伯郡淀江町大字淀江九〇七
湊秀雄	大字西原四八九
吉岡勝	六一〇
手島欣一	一〇五一
野津一男	大字稲吉八九
野津信久	八九一
砂口泉	七一
砂口哲郎	六五
山根哲朗	八八
山根淳	大字富繁一三
松原薫	大字平岡四四

田中巖	大字福頼二九七
山根友義	大字富繁二一六
高西悦郎	大字小波七八五
渡辺豊	米子市泉四六八
齊藤優	西伯郡淀江町大字西原七一七
植田一良	大字福井二二六

昭和六十一年三月二十四日就任 任期四年

鳥取県告示第百九十一号

用瀬町が行う土地改良事業(第三期山村振興農林漁業対策事業樟原地区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年二月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

用瀬町役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鹿野町が行う土地改良事業（単農土地改良事業広ノ谷地区区画整理）を昭和六十三年二月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第五号に規定する道路の位置の指定を昭和六十三年二月十八日次のとおり変更したので、鳥取県建築基準法施行細則（昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号）第九条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十三年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	変更後の道路の位置の指定場所	変更後の道路の幅員及び延長（メートル）
鳥取市末広温泉町二五二	鳥取市田園町一丁目一	幅員
鳥取医療生活協同組合	一七―三、一一五―九、一一五―一四及び一〇	四・〇〇～四・二〇
組合長理事	六	延長
山崎 季 治		一〇六・二〇

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

昭和六十三年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十三年二月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一 日時 昭和六十三年二月二十二日（月）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題

- 1 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の有効期限について
- 2 明るい選挙推進鳥取県婦人集会について